

# 専従者・従業員のいる方へ

## 源泉所得税等個別相談会のご案内

日 時 7月1日（月）～7月10日（水）

相談時間 午前9時00分～11時00分

午後1時00分～ 4時00分

《但し、土曜日・日曜日を除く》

**【午後12時～午後1時の間は、昼休みです】**

会 場 北とぴあ 12階 青色申告会事務局

★ご持参いただくもの

1. 専従者・従業員等への給料の支払額（1月～6月分）のわかるもの
2. 扶養控除等を受ける方は、扶養家族の名前、生年月日をお調べ下さい
3. 税務署より、昨年11月に送付された納付書

**※源泉税の処理は重要な手続きですので期間内に必ずご来所下さい。**

### 資産税税務相談のお知らせ

相談は無料です。第一と第三水曜日に予約制です。

相続や贈与又は土地や建物を売却した資産税に関する「税務相談」を行っています。  
資産税のお悩みに王子青色申告会税理士部会の先生がお答えします。

※ご相談を希望される方は、事務局までご連絡下さい。

電話5390-1188（代）

（一社）王子青色申告会

**※定額減税の説明は裏面です**

# 令和6年分所得税の定額減税について

## (給与所得者の方へ)

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者の方に対する定額減税は、原則として、令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

## 定額減税額

定額減税額は、次のイとロの合計額です。

※その合計額があなたの所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

イ 本人（居住者に限ります。）	30,000 円
ロ <u>同一生計配偶者</u> 又は <u>扶養親族</u> （いずれも居住者に限ります。）	1人につき 30,000 円

※詳しいことは事務局にお問い合わせください